

機械要素技術展 出展実施要領

(趣旨)

第1条 機械要素技術展（関西機械要素技術展を含む。）への出展については、この実施要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 自社で開発した新製品、新サービス、新技術を基に新たな事業展開を目指す中小企業者が、ものづくり基盤技術関連企業の成長分野等（エネルギー・環境関連分野、ロボット関連分野、自動車関連分野など）への進出等を目的として、機械要素技術展に出展する際に、公益財団法人かがわ産業支援財団（以下「財団」という。）が支援を行うことにより、中小企業者の競争力の強化を図り、本県経済の活性化に資することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 支援対象者は、中小企業基本法第2条に定める中小企業者で、次項に規定する製品等を有する者とする。

2 前項に規定する「製品等」とは、自社で開発した新製品、新サービス、新技術、機械部品、材料・加工技術をいう。

(支援内容)

第4条 財団は、機械要素技術展の基本小間を借り上げ、支援対象者に提供するほか、出展の効果を高めるための、助言や指導を行う。ただし、基本小間の借り上げ料（基本小間設営費が含まれる場合には、その経費を含む）及び財団が行う基本設営又は装飾費等以外の出展経費については、支援対象者の負担とする。

(募集)

第5条 機械要素技術展の出展に係る支援対象者の募集は公募によるものとし、所定の申請書（別紙1）により行う。

(支援の決定)

第6条 支援対象者は、前条の公募に応募した者から財団がヒアリング等を行い、出展製品及び出展目的等について、別に定める審査委員会で審査のうえ決定する。

(報告書)

第7条 出展支援を受けた者は、別に定める次の報告書を速やかに財団に提出しなければならない。

- 一 出展後：出展報告書（別紙2）
- 二 出展6ヶ月後：成果報告書（別紙3）
- 三 その他、財団が必要に応じて求める報告書

附 則

この細則は、平成26年2月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月23日から施行する。